

前回御指摘いただいた事項とその対応（環境中濃度を用いた詳細評価）

	御指摘いただいた事項	事務局の対応（案）
1	<p>（恒見委員）</p> <p>「検出値」についてデータの値の幅・分布状況等を確認した上で、適切な値を専門家によって精査して決めた上でエキスパートジャッジとして用いることとすべき。ルールとして設定する必要があるのであれば、必ず最大値でなく、95パーセンタイルを採用するなどの検討が必要。</p>	<p>調査数等は物質により異なるので95パーセンタイルなどを用いることの妥当性を示すことは難しいと考えられます。</p> <p>本評価がスクリーニング評価段階であることを考えると、最大濃度を用いた評価を行い参考情報も踏まえて専門家に御判断いただいた上で、さらに詳細な評価が必要であれば優先評価化学物質のリスク評価において御議論いただくものと考えます。</p>
2	<p>（恒見委員）</p> <p>「直近年度」について、定義を再検討した上で設定する必要がある。暴露クラスの設定において最新の推計排出量のデータを用いていることなどから、企業側の近年の排出量低減の努力を反映しうる直近年度の設定を検討すべき。</p>	<p>毎年度調査が行われている物質でも、調査地点が必ずしも同じではないため、直近の調査を用いることのみが妥当であると示すことは難しいと考えられます。</p> <p>本評価がスクリーニング評価段階であることを考えると、過去5年程度の最大濃度を用いた評価を行い参考情報も踏まえて専門家に御判断いただいた上で、さらに詳細な評価が必要であれば優先評価化学物質のリスク評価において御議論いただくものと考えます。</p>
3	<p>（鈴木（規）委員）</p> <p>恒見委員の指摘はごもっともだが、現実的にはデータ数が限られており困難であることから、今の方法が適当である。</p>	<p>御指摘のとおりこの段階で提示可能なデータ数は限られております。</p>
4	<p>（東海委員）</p> <p>ノニルフェノールについて既に詳細な評価が行われており、その結果を踏まえた上でこうした評価が行われるべき。</p>	<p>御指摘のとおり、既存の評価書等で評価結果がある場合には、そうした結果もお示しし、優先評価化学物質に指定するか否かを判定していただきたいと思っております。</p>
5	<p>（亀屋委員）</p> <p>化審法の届出対象外のものが含まれていないように、注意して取り扱うべきではないか。</p>	<p>御指摘については記述を追加させていただきます。</p>
6	<p>（原田委員）</p> <p>トリエチルアミンはリスク懸念箇所される地点が1地点のみであり、広範な地域での汚染と言えるのか疑問がある。</p>	<p>環境中濃度は調査数が限られており、他の地点でリスク懸念箇所がないとは言い切れず、現在得られている情報でリスク懸念箇所が1地点のみであったことをもって直ちに広範な地域での汚染がないとは言えません。詳細な評価が必要であれば優先評価化学物質相当と判定いただき、そうでなければ引き続き一般化学物質として毎年スクリーニング評価に供されるべきだと考えます。</p>
7	<p>（原田委員）</p> <p>モニタリングデータは調査地点等の情報まで公開されているか確認して欲しい。</p>	<p>例えば環境省環境安全課が実施している「化学物質環境実態調査」は環境省ホームページ等で調査地点毎の調査結果を公表しております。</p>